

職員の懲戒処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 事件の概要

当該職員は、令和4年12月16日（金）、勤務時間終了後に飲食店で飲酒をした後、帰宅時に乗車した電車が終点駅に到着した際、車内で眠っていたため、鉄道職員が声を掛けたところ、声掛けに驚き鉄道職員を掌で突き飛ばし、怪我を負わせました。

その後、傷害の容疑で送致され、不起訴処分となりました。なお、被害者とは示談が成立していません。

2 被処分者及び処分内容

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により、次のとおり、処分を行いました。

所属	職名	年齢	処分内容
財政局	事務職員	50代	停職 1箇月

※本処分については、令和6年4月15日付横浜市報に登載予定です。

（参考：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号）

職員が、次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

お問合せ先	
総務局人事課	Tel 045-671-4005